
病気療養中等の生徒への遠隔授業
～高等学校段階～ 実施の手引き

令和5年3月

高校教育課

目 次

1	概要	1
1. 1	事業の目的	1
1. 2	学習支援の内容	1
1. 3	これまでの経緯	1
2	関係者間の働きかけ	2
3	遠隔授業を実施するまでの流れ	3
3. 1	遠隔授業を開始するまでの流れ	3
3. 2	校内での協力体制の構築	4
3. 3	I C T環境の検討	4
4	遠隔授業実施に当たっての手続き等	5
4. 1	遠隔授業開始までの手続き	5
(1)	県教育委員会への相談	5
(2)	生徒及び保護者への事前説明	5
(3)	入院時等学習支援願[第1号様式]	5
(4)	入院時等学習支援承認書[第2号様式]	5
(5)	入院時等学習支援計画書[第3号様式]	5
(6)	入院時等学習支援I C T機器借用申請書[第4号様式]	5
(7)	遠隔授業の実施	5
4. 2	遠隔授業実施に当たっての留意点	6
(1)	I C Tの活用	6
(2)	I C T機器の借用	6
(3)	音声のやりとり	6
(4)	画質	6
(5)	I C T機器以外の工夫	6
(6)	指導時間の上限(目安)	7
(7)	授業の出席	7
4. 3	遠隔授業実施後の留意点	8
(1)	入院時等学習支援実施報告書[第5号様式]	8
(2)	学習成果等の取扱い	8
5	参考情報	9
5. 1	過去の通知(文部科学省)	9
5. 2	参考となるウェブページ(文部科学省)	9
5. 3	参考となるウェブページ(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)	9
5. 4	参考となるウェブページ(全国特別支援学校病弱教育校長会)	9
5. 5	教育相談のご案内	9
6	別添様式	13

改訂履歴

日付	版	改訂内容
2022/03/17	第 1.0 版	初版
2022/03/18	第 1.1 版	5. 3 を修正 誤：独立行政法人特別支援教育総合研究所 正：独立行政法人 国立 特別支援教育総合研究所
2023/03/27	第 2.0 版	<ul style="list-style-type: none">・「2 関係者間の働きかけ」の表に「県立学校、保護者から県立特別支援学校への相談」に係る説明を追記・「3 遠隔授業を実施するまでの流れ」に次の3つの中項目を設置<ul style="list-style-type: none">「3. 1 遠隔授業を開始するまでの流れ」「3. 2 校内での協力体制の構築」「3. 3 ICT環境の検討」・「5. 4 参考となるウェブページ（全国特別支援学校病弱教育校長会）」を追加・「5. 5 教育相談のご案内」を追加・第4号様式の注釈に、次の文言を追加 「※令和5年度以降は、原則、高校教育課はSIMカードの調達を行わず、高校教育課から予算を再配当し、学校がモバイルルータを調達することを想定している。」

1 概要

本手引きは、神奈川県立学校（以下「県立学校」という。）と神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、県立学校に在籍する、入院等により通学が困難となっている高等学校段階の生徒への遠隔授業を円滑に実施することを目的として作成したものである。

1. 1 事業の目的

県教育委員会が中心となり、県立学校や医療施設等と協力し、入院等により通学が困難となっている高等学校段階の生徒への遠隔授業（以下「遠隔授業」という。）を行い、包括的な支援により当該生徒の単位修得や進学・卒業につなげる。

1. 2 学習支援の内容

次の3種類の支援を組み合わせることで、入院等により通学が困難となっている生徒の単位修得や進学・卒業につながる遠隔授業を行う。

- (1) 「講師派遣」による学習支援
- (2) ICTを活用した1対1の遠隔学習支援
- (3) ICTの活用により集合型授業に参加する同時双方向型の授業（以下「同時双方向型遠隔授業」という。）

1. 3 これまでの経緯

	事業名称等	内容
(1)	講師派遣による 学習支援 (入院時学習支援)	医療施設に講師を派遣することで、1対1の指導により学習支援を行うものであり、県教育委員会が事業として平成26年度以降継続している。県立学校が県教育委員会に学習支援の計画を提出することで情報を共有し、学習支援を円滑に行う。 入院等により通学が困難となっているが、修学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒を支援の対象とし、1対1の指導により生徒が学習した時間を、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
(2)	ICTを活用した 1対1の遠隔学習支援	講師を医療施設へ派遣することができない状況を想定し、今までの対面による学習支援に加えて、ICTを活用した遠隔による学習支援も含む支援となる。 対面による学習支援だけでなく、ICTを活用した1対1の遠隔学習支援において生徒が学習した時間についても、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
	入院時等学習支援 (令和3年10月以降)	上記(1)と(2)を組み合わせ、支援を必要としている生徒へのより手厚い学習支援を行うために、制度の名称を「入院時等学習支援」に改め、支援の対象となるための条件を緩和した。この要綱により、入院を必要としないが重い病状のため通学が困難となっている場合や、入院の日数が目安の20日に満たない場合も学習支援を受けられることとなる。
(3)	同時双方向型遠隔授業	入院等により通学が困難となっている生徒が、教室側にいる生徒と同じ授業を受けられるように同時双方向型の授業に参加した場合、 <u>一定の条件のもと</u> で、参加した授業の時間分を出席と扱うこととし、その日を出席した日と扱うことができる。

2 関係者間の働きかけ

遠隔授業の実施に当たっては、県立学校の申請により開始することとなる。県教育委員会が窓口となり、必要に応じて医療施設等と調整を行う。なお、該当生徒が高等学校及び中等教育学校の場合は、高校教育課が窓口となり、特別支援学校の場合は、特別支援教育課が窓口となる。

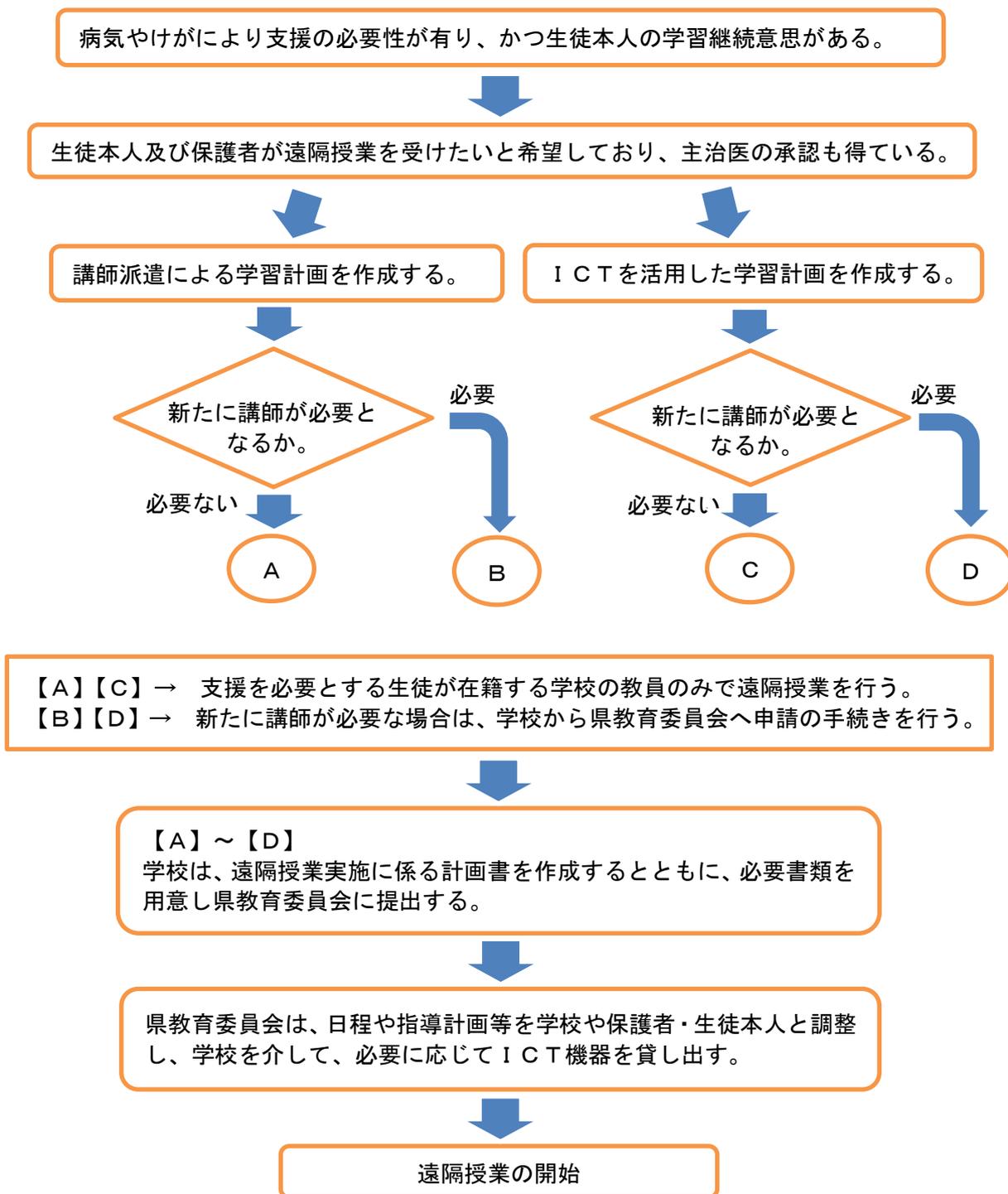
働きかけ	主な内容
県立学校 ➡ 県教育委員会	○学校に所属する教員以外に、新たに講師が必要な場合は、県教育委員会へ申請の手続きを行う。 ○遠隔授業実施に係る計画書を作成するとともに、必要書類を準備し県教育委員会に提出する。 ○遠隔授業終了後に、県教育委員会に報告書を提出する。
県教育委員会 ➡ 県立学校、医療施設等	○取組について概要説明を行う。 ○ICTを活用した1対1の遠隔学習支援や同時双方向型遠隔授業を実施する場合は、ICT環境の課題の把握や個人情報等の確認等を行う。 ○遠隔授業実施に向けた機器の活用について計画を立て、必要に応じて当該機器を学校に届ける。
県教育委員会 ➡ 県立学校	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○同時双方向型遠隔授業を実施する上での留意点等を確認する。 ○教育課程を踏まえた指導に関する協議を行う。
県立学校 ➡ 生徒・保護者・(担当医師等)	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○医療施設や家庭における所有端末やネットワーク環境等の確認を行う。 ○日程調整、及び遠隔授業に係るカリキュラム等について説明を行う。
県立学校、保護者 ➡ 県立横浜南支援学校 県立秦野支援学校 ※病弱教育部門がある特別支援学校 ➡ 県立特別支援学校	○生徒の不安やストレス軽減のために、通院中や入院前に相談し、治療と学習の両立に向けた準備を行う。 ○心理的サポートを受けるために、復学に向けた見通しなどについて相談する。 ○退院後のアフターフォローのために、学校生活のことで具体的に困っていることなどを相談し、生徒が安心して学習活動に移行できるよう協力体制を構築する。

※上記以外については、生徒本人と保護者のニーズに合わせ、関係各課は関係各所に対して遠隔授業の取組に向けた調整を行う。

3 遠隔授業を実施するまでの流れ

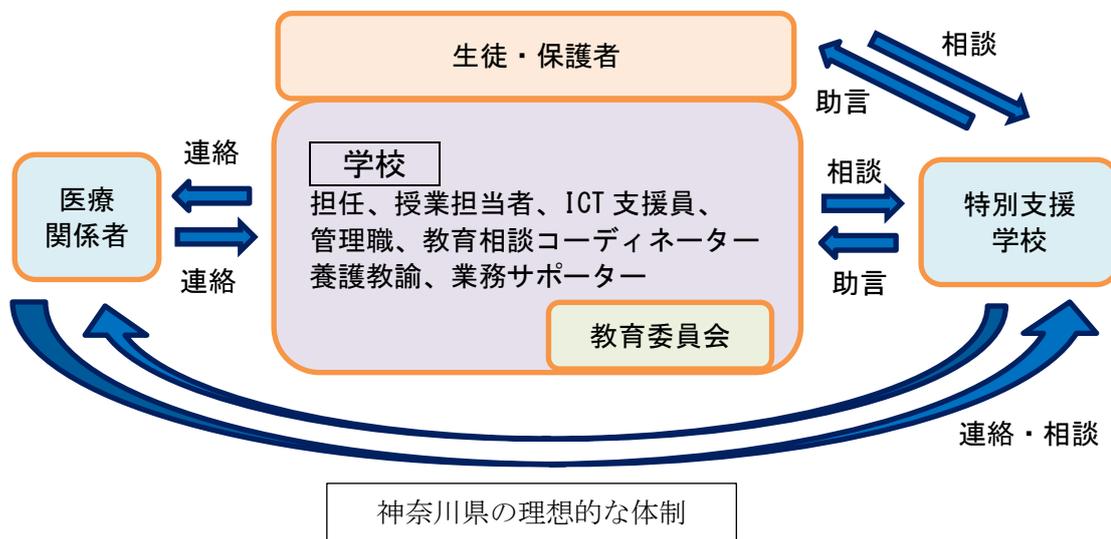
3. 1 遠隔授業を開始するまでの流れ

入院等により通学が困難となっている生徒への遠隔授業実施の流れを次に示す。詳細については「4 遠隔授業実施に当たっての手続き等」を確認すること。



3. 2 校内での協力体制の構築

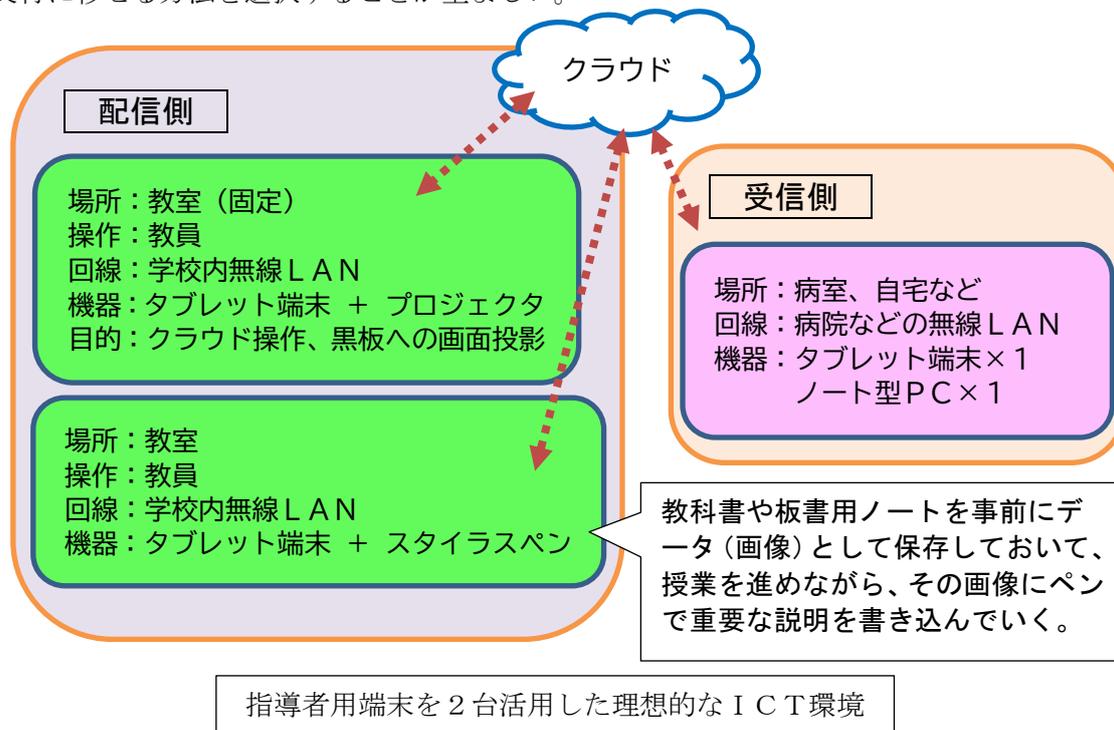
支援を必要としている生徒に寄り添った形で遠隔授業を実施するために、校内で協力体制を築くことが重要となる。特に、担任に負担が集中してしまうことが想定されるため、担任や教育相談コーディネーターだけでなく、管理職や養護教諭を含む学校全体で情報を共有するとともに、特別支援学校の教育相談コーディネーターに学校生活における困りごとや復学までの見通しを相談し、医療が必要な生徒の教育を一緒に考える体制を構築することが重要である。
 ※詳細については、本手引きの「5. 5 教育相談のご案内」を参照のこと



3. 3 ICT環境の検討

遠隔授業を実施するためには、ICT環境の検討が必須となる。授業担当者間で情報共有を行い、受信側の生徒が、教室で授業に参加している生徒と可能な限り同じ環境で授業を受けることができるよう、例えば、指導者用端末を2台活用するなどの工夫が必要となる。

ただし、学校全体のICT活用の取組状況との関連があるため、学校の実情に沿った形で、実行に移せる方法を選択することが望ましい。



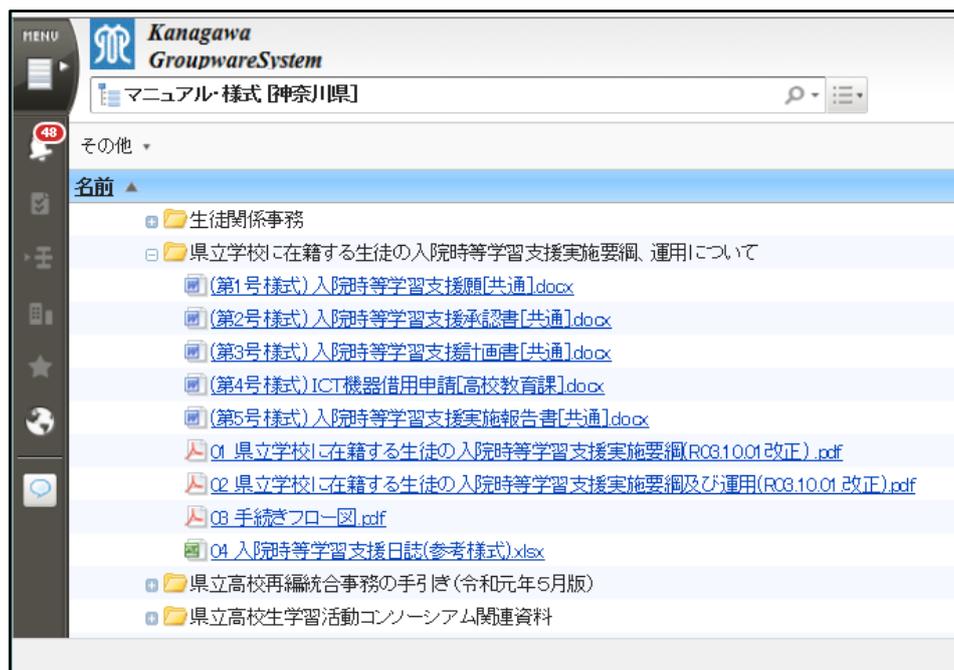
4 遠隔授業実施に当たっての手続き等

4. 1 遠隔授業開始までの手続き

これまでの経緯を踏まえ、手続きに当たっては「入院時等学習支援」の要綱を適用することとし、申請様式等も同じ様式を使用する。

(1) 県教育委員会への相談

遠隔授業を実施しようとするときは、事前に所管課に情報提供及び相談を行うとともに、入院時等学習支援の要綱及び申請様式を確認する。要綱及び申請様式は、グループウェアの「マニュアル・様式」→「190_教育局」→「高校教育課」→「県立学校に在籍する生徒の入院時等学習支援実施要綱、運用について」のフォルダからダウンロードして確認する。



(2) 生徒及び保護者への事前説明

遠隔授業を受けることを希望する生徒に対して、要件や支援内容等について事前に説明を行う。

(3) 入院時等学習支援願[第1号様式]

生徒及び保護者は、医療施設等において学習支援を受けることを希望する場合は、第1号様式を校長に提出する。その際、学習支援を承認する旨の主治医の意見書及び病状等の説明がされた診断書を添付する。

(4) 入院時等学習支援承認書[第2号様式]

学校長の判断により、学習支援の必要性が認められる場合は、第2号様式により生徒及び保護者へ承認通知を行う。

(5) 入院時等学習支援計画書[第3号様式]

学校内での調整のうえ、生徒及び保護者との日程調整、及び遠隔授業に係るカリキュラム等についての説明を行うとともに、第3号様式を作成し所管課へ提出する。

(6) 入院時等学習支援 I C T 機器借用申請書[第4号様式]

学習支援実施に必要な I C T 機器を把握した後、第4号様式を作成し所管課へ提出する。

(7) 遠隔授業の実施

計画に基づき、遠隔授業を実施する。

4. 2 遠隔授業実施に当たっての留意点

遠隔授業を実施する際には、生徒の体調や治療状況を把握しながら、生徒にとって無理のないよう進めるとともに、次の点に留意すること。ただし、次の（１）～（７）は、県立高等学校及び県立中等教育学校の事例として示すものである。

（１）ICTの活用

遠隔授業実施のために特別なICT機器を活用するというのではなく、普通の授業でもICT活用を推進し、その中で得たノウハウを遠隔授業でも生かすという考え方が大切である。特に、Google Classroom（クラウドシステム）やGoogle Meet等（ウェブ会議システム）の機能は遠隔授業に必須であるため、学校内に「ICT推進チーム」を設置するなど、教科・グループ・学年を含む複数の構成員によってICT利活用を推進する体制を置くことが求められる。

（２）ICT機器の借用

生徒が入院している医療施設のネットワーク環境や、生徒が自宅療養中の場合は自宅のネットワーク環境など、配慮が必要な場合もあるため、生徒及び保護者と相談のうえ、必要があれば第４号様式により県教育委員会からICT機器を借用し遠隔授業を実施する。

（３）音声のやりとり

事業の持続性を考えた場合、県立高等学校及び県立中等教育学校に整備している生徒学習用端末のマイク機能を使用することを推奨する。

【参考】※研究の結果、次のことが明らかになった。

- 生徒学習用端末のマイク機能は非常にバランスが良く、学習支援を受けている側では、イヤホンを使えば教員の声が明瞭に聞こえる。また、生徒の発言も教室側の端末のスピーカーから十分聞き取ることができるため、教員と生徒との間で会話ができ、当該生徒は授業に参加できる。
- 教室側で指向性マイクなどを使うと、マイクから離れた場所の音を拾わないことがあるため、USB接続などで外付けマイクを使用すると、音質が悪くなる傾向がある。

（４）画質

生徒がストレスに感じる点で最も大きいものが画質であると言える。音声と同様、事業の持続性を考えた場合、生徒学習用端末のインカメラを使用することを推奨する。

【参考】※研究の結果、次のことが明らかになった。

- 映し出せる黒板の範囲が限られてしまうため、教室側で端末の位置を決め、まずは、使用する黒板の範囲に印をつけておくとよい。例えば、映し出せる黒板の範囲をマグネットバーで示す方法がある。
- USB接続などで外付けウェブカメラを活用することもできるが、カメラの性能がよすぎると、通信するデータ量が増え、端末自身はそのデータを十分処理できず画像が乱れるという事象が発生することもある。



（５）ICT機器以外の工夫

ダイヤル式の鍵が備わったICT機器を保管するための保管庫や、高さ調整が可能なキャスター付きの台などを各教室に常設しておくこと、ICT機器の設置にかかる負担を軽減することができる。



高さ調整が可能な
キャスター付きの台



ICT機器やケーブル類の
保管庫（ダイヤル式の鍵）



（6）指導時間の上限（目安）

生徒の健康状態や学校運営上の配慮等の観点から、指導時間数は、1日について2時間、1週について6時間を上限（目安）としている。ただし、遠隔授業において、学習支援を受ける生徒の状態が回復傾向にある場合に限り、その上限を超えて指導を行ってもよいが、その際は、所管課に相談する。また、指導者と生徒が1対1で行う学習支援だけでなく、同時双方向型遠隔授業も組み入れ、双方の学習支援によるメリットを生徒が享受できるよう配慮する。

（7）授業の出席

同時双方向型遠隔授業の場合、一定の条件のもとで参加した授業の時間分を出席と扱うことができるとされているため、当該生徒の単位修得等の認定に際しては留意しなければならない。次のことが、令和元年11月26日付け文部科学省通知「元文科初第1114号、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」で示されている。

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第88条の3の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること**。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

4. 3 遠隔授業実施後の留意点

(1) 入院時等学習支援実施報告書[第5号様式]

遠隔授業が終了した7日以内に入院時等学習支援実施報告書[第5号様式]を所管課に提出する。

(2) 学習成果等の取扱い

学校は、支援を行った生徒の入院前から退院後までの状況を勘案して、総合的に単位の修得等の判断を行うことができる。特に、次の2点を考慮する。

- 遠隔授業の指導日数を出席日数とすることができる。
- 遠隔授業の学習の成果を、単位の修得、各学年の課程の修了又は卒業を認定するための材料とすることができる。

5 参考情報

5. 1 過去の通知（文部科学省）

- 元文科初第1114号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年11月26日）〈一部抜粋〉

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988.htm

- 2文科初第259号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和2年5月15日）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm

- 2文科初第1818号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（令和3年2月26日）

URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00016.html

5. 2 参考となるウェブページ（文部科学省）

- 「AYA世代がん患者に対する精神心理的支援プログラムおよび高校教育の提供方法の開発と実用化に関する研究」班成果物 一覧

URL：<https://sites.google.com/nmh.go.jp/aya-shien>

- ・ 長期療養中の高校生の希望に応える好事例集（完全版）
- ・ 長期療養中の高校生の希望に応える好事例集（ダイジェスト版）
- ・ 高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブック など

5. 3 参考となるウェブページ（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

- 「病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育Q&A」（令和3年7月）

https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0908359489de45c210cbbb953c62f86a?frame_id=1235

- 「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」事例整理集（令和3年7月）

https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/12c8180d4c6f63b0855b364aacffcb3d?frame_id=1235

5. 4 参考となるウェブページ（全国特別支援学校病弱教育校長会）

- 支援冊子「病気の児童生徒への特別支援教育 ～病気の子どもの理解のために～」

<https://zentokucho.jp/jyaku-booklet/>

5. 5 教育相談のご案内

横浜南支援学校及び秦野支援学校は病弱教育部門のある県立特別支援学校であり、病弱教育について県立学校等や本人、保護者、医療関係者からの相談を受けており、必要に応じた助言も行っている。また、横浜南支援学校及び秦野支援学校以外の県立特別支援学校においても、医療を必要とする生徒に関する相談を受けている。

※横浜南支援学校の相談窓口については、次ページのチラシを参照ください。また、横浜南支援学校以外の学校の相談窓口については、12ページの「県立特別支援学校教育相談担当連絡先一覧」を参照ください。

神奈川県立横浜南支援学校は病気の子どもの力になります

教育相談のご案内

本校は病気の子どもに対する教育を行っている
特別支援学校です。

転入した児童・生徒に小学校・中学校・特別支援学校の学習内容を指導しています。

また、センター的機能をもった学校として、
地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の
児童・生徒・保護者や先生方など、

だれでも相談できる学校です。



【横浜南支援学校ができること】



通院中や入院前
の教育相談



入院中、復学前
の教育相談



退院後の
アフターフォロー

子ども医療センター・関係機関などとの連携をしながら病気の子どもをサポートします

まずはお電話ください。



【連絡先】 神奈川県立横浜南支援学校

住所：横浜市南区六ッ川2-138-4

電話：045-712-4046

⇒支援連携グループ教育相談担当まで



神奈川県立横浜南支援学校は 病氣の児童・生徒の力になります

「長く学校を休むと
自分の将来はどうなっちゃうんだろう」
「留年しちゃうのかなあ」
「病氣になっても勉強したい」
「オンラインで授業を受けたいなあ」



治療に専念しつつ、勉強する方法を一緒に考えましょう。

本校はあなたの不安を減らすために
学校や病院との関係をつなぎます。



「学校や病院にどう相談したらいいかわからない」
「退院した後の支援方法が心配」

本校は、病氣の子どもに対する教育（病弱教育）を行っている
特別支援学校です。

学校生活にかかわることを、

子ども、保護者、教員、だれでも相談できます。

まずはお電話ください。



【連絡先】神奈川県立横浜南支援学校

住所：横浜市南区六ッ川2-138-4

電話：045-712-4046

⇒支援連携グループ教育相談担当まで

県立特別支援学校 教育相談担当連絡先一覧

ブロック	学校名	住所	担当部署	電話番号 (直通)
川崎・横浜北部	麻生支援学校	川崎市麻生区王禅寺 303-1	支援連携	044-980-4854
	高津支援学校	川崎市高津区向ヶ丘 16	支援連携	044-865-0413
	中原支援学校	川崎市中原区井田 3-13-1	支援連携	044-755-8889
	鶴見支援学校	横浜市鶴見区駒岡四丁目 40 番 1 号	地域連携	045-573-4793
	みどり支援学校	横浜市緑区東本郷 5 丁目 18 番 1 号	支援連携	045-471-7494
	あおば支援学校	横浜市青葉区上谷本町 109 番地	連携支援	045-978-1169
横浜	三ツ境支援学校	横浜市瀬谷区二ツ橋町 468 番地	連携支援	045-365-3775
	瀬谷支援学校	横浜市瀬谷区竹村町 28-1	連携支援	045-302-5374
	保土ヶ谷支援学校	横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	連携支援	045-714-0599
	横浜南支援学校	横浜市南区六ツ川 2-138-4	支援連携	045-712-4074
	金沢支援学校	横浜市金沢区富岡東 2-6-1	連携・支援	045-770-6877
	横浜ひなたやま支援学校	横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	連携支援	045-300-5615
県央・県北	座間支援学校	座間市入谷西五丁目 10-1	地域連携	042-255-4405
	相模原支援学校	相模原市南区当麻 814	支援連携	042-778-0946
	津久井支援学校	相模原市緑区若柳 44	支援・連携	042-684-4860
	相模原中央支援学校	相模原市中央区高根 1-5-36	支援連携	042-768-8515
	えびな支援学校	海老名市中新田 4-5-1	連携支援	046-292-5618
湘南西部・県西	湘南支援学校	平塚市御殿 4 丁目 14 番 1 号	支援連携	0463-34-7244
	平塚盲学校	平塚市追分 10 番 1 号	支援連携	0463-31-1341
	平塚ろう学校	平塚市大原 2-1	支援連携	0463-32-0913
	平塚支援学校	平塚市寺田縄 590 番地	連携	0463-58-2489
	伊勢原支援学校	伊勢原市石田 1390	連携支援	0463-93-7298
	秦野支援学校	秦野市落合 500	サポートスタディ	0463-81-5901
	小田原支援学校	小田原市蓮正寺 1021	支援連携	0465-37-2732
湘南東部・横須賀	藤沢支援学校	藤沢市亀井野 2547-19	支援連携	0466-82-9416
	茅ヶ崎支援学校	茅ヶ崎市西久保 29 番地の 1	支援連携	0467-57-5375
	鎌倉支援学校	鎌倉市関谷 566 番地	支援	0467-45-1954
	武山支援学校	横須賀市武 3-35-1	支援	046-856-9687
	岩戸支援学校	横須賀市岩戸 5-6-5	支援連携	046-839-4503

(第2号様式)

第 号

入院時等学習支援承認書

制の課程 部 科 年(次)

生徒氏名

保護者氏名

年 月 日に願い出のあった入院時等学習支援については、次のとおり承認 します。

入院時等 学習支援 実施期間※	年 月 日 ～ 年 月 日 (新規・延長)				
指導計画	曜日	時 程			教科・科目
	曜日	1	時 分	～ 時 分 (分)	
		2	時 分	～ 時 分 (分)	
	曜日	1	時 分	～ 時 分 (分)	
		2	時 分	～ 時 分 (分)	
	曜日	1	時 分	～ 時 分 (分)	
		2	時 分	～ 時 分 (分)	
	曜日	1	時 分	～ 時 分 (分)	
		2	時 分	～ 時 分 (分)	

※ 入院時等学習支援実施期間の延長を承認するときは、延長された期間を記載してください。

年 月 日

神奈川県立

学校長

(第3号様式)

年 月 日

課長 殿

学校長

入院時等学習支援計画書

1 生徒の状況

学校名	学校	課程・部 学科・学年	課程 科	部 年(次)
生徒氏名				
病名等		発病等年月	年 月 日	
病院等の名称		主治医氏名		
入院期間 (見込み) ※1	年 月 日 ~	年 月 日	計 () 日間	
加療による登校 不可の期間※2	年 月 日 ~	年 月 日	計 () 日間	
病状・経過等				

2 入院時等学習支援計画

入院時等学習 支援 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
訪問日数	日	配当を希望する講師時間数(延べ)	分× コマ	
指導計画	曜日	時 程		教科・科目
	曜日	1	時 分 ~ 時 分 (分)	
		2	時 分 ~ 時 分 (分)	
	曜日	1	時 分 ~ 時 分 (分)	
		2	時 分 ~ 時 分 (分)	
	曜日	1	時 分 ~ 時 分 (分)	
2		時 分 ~ 時 分 (分)		
指導内容				
備考※3				

※1 実際に入院した初日から、診断書に記載された入院期間の終日までの期間を記載する。

※2 診断書に記載された登校不可の期間(入院期間と自宅療養が必要な場合は、その期間も加える)を記載する。

※3 入院時等学習支援の実施場所(病院内で承認された場所の情報等)を記載する。

(第4号様式)

年 月 日

高校教育課長 殿

学校長

入院時等学習支援 I C T 機器借用申請

I C T 機器使用計画

I C T 機器 使用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
借用を希望する I C T 機器	S I Mカード 必要 / 必要ない
	モバイルルータ 必要 / 必要ない
	クロームブック 必要 / 必要ない
指導内容	
備考	

※各特別支援学校では、特別支援教育課がすでに配備した貸し出し用機器の使用を想定しているため、本借用申請書を提出することは想定していない。

※令和5年度以降は、原則、高校教育課は SIM カードの調達を行わず、高校教育課から予算を再配当し、学校がモバイルルータを調達することを想定している。

(第5号様式)

平成 年 月 日

_____課長 殿

学校長

入院時等学習支援実施報告書

次のとおり、入院時等学習支援を行ったので報告します。

1 対象生徒

課程・部・学科・学年 : _____ 制の課程 _____ 部 _____ 科(コース) _____ 年(次)

氏 名 : _____

2 入院時等学習支援の概要

(1) 入院時等学習支援実施期間(実績) _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(2) 指導状況

訪問曜日	教科・科目	指導内容	総指導回数及び時間
曜日			全 回 時間

3 入院時等学習支援の実施上での課題

-
-